

2020年度 保育料・特定負担額・実費徴収一覧表



費目	細目	東村山むさしの幼稚園(第一認定こども園)			東村山むさしの保育園(第二認定こども園)					STAFF保育園							
		1号児(新2号含む) 5歳,4歳 3歳 満3歳児	2号児 5,4歳 3歳	私設クラス 2歳児	1号児(新2号含む) 5歳,4歳,3歳	2号児 5歳,4歳,3歳	3号児 2歳 1歳 0歳			3号児 2歳 1歳 0歳							
①入園金(※3)	用品準備、受け入れ改修、事務経費など入園受入関係準備費	30,000(入園時のみ)			0	30,000(R02年度入園より)					0						
②保育料(※1)	「居住する市区町村の定める保育料徴収条例等」に順ずる	所得階層別応能負担額 0~25,700 →0		所得階層別応能負担額 0~37,000 →0	23,000	所得階層別応能負担額 0~25,700 →0		所得階層別応能負担額 0~37,000 →0	所得階層別応能負担額 0~51,600			36,000		40,000			
特定負担額	③教育・用品関係費(※2)	3,000	5,500	4,000	4,500	7,000	4,000			1,600			800	0			
	④在園維持管理事務諸経費(※3)	2,000		3,000			2,000			0			0				
	⑤施設設備・維持関連費(※4)	3,000		6,000			2,000			5,000			5,000				
	⑥調理・食育環境維持費(※5)	1,000	500	2,500			500			2,500			2,500				
実費相当徴収項目	⑦給食食材関係費(※6)	380 / 1食		380 / 1食			380 / 1食			0			0				
	⑧通園・登園・駐車場関係の環境維持費	バス:4000 / 未利用:500			500			500			500			500			
	⑨付加サービス実費(※7)	実費			実費			実費			実費			実費			
預り金(※8)	保護者会費	110(満3歳児除く)			0			110					1,600			800	0
	卒園積立金(4歳児9月~5歳児2月)	900			0			900					0			0	

【同時在園による減免】

新設 ④に関しては、同時在園の場合、世帯ごとご負担。(実質、第2子以降は全額減免)

継続 ⑤に関しては、同時在園の場合、第2子以降は50%減免。

継続 ⑧に関しては、同時在園の場合、世帯ごとご負担。(実質、第2子・第3子は全額減免)

【補足】

(※1) 保育料につきましては、年齢や年齢、また、世帯所得により異なります。詳しくはお住いの市へ。なお、3歳以上児(幼稚園の場合満3歳以上)は無償化となります。

(※2) 人員配置、正課指導・教育保育教材・教育保育用品等の、認可最低基準以外の部分の運営等費用に充てられます。

正課指導: 体育: 1~5歳児、リトミック: 2~5歳児、英語: 3~5歳児(2歳児: 導入の英語遊び)を基本とします。

新制度下においては実費徴収とされているもの、例えば、遠足やお泊り保育の費用なども含まれています。

(※3) 入園金および在園維持管理事務経費: 第二は従来の保育施設の位置づけと経過を踏襲し27年度より当分の間未収扱いとさせて頂いておりますが、一般の制度変更による保護者負担軽減を機に、幼保型ともに同額とさせて頂きます。

(※4) 施設環境・施設規模・施設備品など、認可最低基準以外の部分の運営等費用に充てられます。

現幼稚園およびホールの多機能化へ向けた建替が行われ、幼児専用棟・共有ホール活用開始時、1号児=¥6,000程度、2号児=¥10,000程度となる見込みです(2023年度より予定)。

備品を除く、施設整備費関連のうち、公的補助を除く共有部分を含めた施設整備の借入返済や修繕費、減価償却費、賃借経費等に対しても充てられる費目です。

(※5) 調理関係における人員配置、栄養士設置、機器備品・食育行事等の、認可最低基準以外の部分の運営等費用に充てられます。

(※6) 今回の法改正により、3歳児以上の給食費は実費となりましたため、2号児につきましても実費徴収となります。ただし、幼稚園はお弁当の日などもあるため、実食数によるカウントとさせて頂きます。

3号児は主食・補食相当とも制度上の保育料に含まれているため、変更はありません。

第1および1号児は、月の食数を一旦ご納付いただいたのち、未摂取分を学期ごとに返金いたします。

第2の2,3号児は、年間の総食数を全園児により均等割りしたもので、あらかじめ休園届やアレルギーなどで未摂取の届け出をした場合以外は、年間を通しての徴収となります。

(※7) 付加サービス実費: 行事などの撮影写真代、運営基準以外の保健衛生費用、最終的に個人所有となる物品や消耗品など。

(※8) 園がお預かりし、保護者会にお渡しします。

【留意事項】

■ いずれの費用も、法令や制度の変更、税制や物価の変動などにより改訂を行う場合があります。

■ 毎月の諸費用は、年間の運営・維持管理等の諸経費を12分割したものです。在園期間中は毎月お支払いいただくことになります。

■ 入園関係諸費、その他諸費は、いったん納付された費用につきましては、返金することが出来ません。

■ 毎月の諸費用は、その月の1日に籍がある場合、一か月分のご負担となりますので、園への『退園届』の提出は、毎月15日までにお願い致します。

■ その他、例外規定などが生じた場合、理事会・保護者会などにて検討し、決定させて頂きます。

■ 保育料およびその他費用の延滞が生じた場合、登園停止となり、法律上の行政による代行徴収扱いとなる場合があります。

また、諸経費が納付されていることを条件とする一部公的助成による運営となりますので、これを退園理由として利用契約が解除されます。

■ 園児災害・傷害保険は在園管理諸経費に含まれます。(但し保障は園管理下内です)

■ 保護者の方の傷害保険は、運動会、父親参観日、親子ピクニックの等の行事に対して園負担にて加入いたします。

■ その他、例外規定などが生じた場合、理事会・保護者会などにて検討し、決定させて頂きます。

■ お泊り保育代、遠足代の徴収はありません。

【2歳児私設クラスに関して】

■ 満3歳に達していないお子様は、在園児とはならず、私設教室園児となります。施設運営や保育料に対する補助もありませんので、どうしても割高になってしまいますが、2歳児学級への通園が出来ます。

■ 満3歳に達した翌月より、入園手続きをする事で基本保育料の無償化対象となり、特定負担額・実費徴収一覧表にある取り扱いとなります。